

1. 新規登録のために必要な書類と手続

(1) 登録申請書

: 学術支援センターR I 管理室（以下、RI 管理室）より、受け取る。

(2) 教育訓練受講書

: RI 管理室の指導により所定の教育訓練を受講すると、教育訓練受講証明書が付与される。

(3) 健康診断書診票

: 血液検査、眼と皮膚の検査を行う。

(4) 被ばく歴調査書

: 過去に RI 施設で従事していた者や被ばく歴のある者は、最新の被ばく記録を必ず添付してください。

(5) 実験計画書

: R I 管理室より受け取り、実験計画が決まり次第、R I 管理室に提出する。

(1) ~ (4) の書類はまとめて RI 管理室に提出する。すべての手続が終了後、入退のための指静脈の登録を R I 管理室で行うこと。

2. 次年度への更新手続

(1) 定期健康診断：職員、学生とも年2回、問診票を提出（例年6月及び12月）することにより可能であれば検診は省略されるが、受診が必要な場合もある。

(2) 定期教育訓練：職員、学生とも年1回、例年2～3月頃行う。後日、DVDによる受講も可能。

(3) 毎年、実験計画書を提出する。

(4) 3月中旬に、安全衛生管理室が前年度登録者の名簿を各講座に回し、更新の確認をする。

3. 再登録

登録期間が終了後、再度登録する場合は再登録手続が必要。

再登録申請書、健康診断書、再登録のため教育訓練（通常は2時間、1年以上空いた場合は6時間）、受講証明書を提出。

4. R I 注文

(1) 当施設の使用許可核種、量を確認し、所定の申込用紙でR I 管理室に注文する。（決して自分で直接日本アイソトープ協会へ注文しない。）

(2) 入荷日と申込締切日

入荷日は商品により異なるので、詳しくは

J-RAM(<https://www.j-ram.net/jram/DispatchTopPage.do>)

から検索するか、R I 管理室に相談すること。

- ・火曜日、ほとんどの商品が入荷する。締め切り日は、前週木曜日 13 時。
- ・木曜日、特定の商品のみ入荷する（生体科学研究所）。締め切り日は、前週木曜日 13 時。
- ・金曜日、限られた商品のみ入荷する。締め切り日は、前週月曜日 13 時。

締め切り日より早めに、注文書を R I 管理室に出してください。在庫や輸送の関係で、予定通りに入荷できないこともあるので、必要な場合は事前に R I 管理室に相談すること。

5. R I 施設への入場および管理区域への入室について

R I 施設の入口扉は、夜間休日など職員不在の場合は暗証番号が必要

（事前に R I 管理室から聞いておくこと）。

管理区域へは指静脈照合により入場する。その際、QuIxel バッジ、作業服を着用すること。

（1）QuIxel バッジ：紛失を防ぐため、R I 施設外への持ち出しや作業服に付けたまま等はせず、所定の場所に返しておくこと。

（2）作業服：R I 使用者は、放射線専用作業服を各自用意する（自講座の使用されていない物を利用することも出来る。）作業服には所定の名札をつけて使用する。

（3）外部被ばく線量当量測定個人報告書：被ばく結果は、約半月後に R I 管理室より使用者に連絡される。（外部被ばく報告書の被ばく線量には、内部被ばく線量も含まれている事を、よく理解しておくこと。）

6. 使用開始

（1）R I の受け入れ、譲受、譲渡

R I は一般的に日本アイソトープ協会から購入し、本施設で使用・廃棄するが、他大学や他研究所から譲受けし、あるいは他大学等へ譲渡することも起こりうる。その際には、必ず R I 管理室にその旨相談すること。（決して個人等だけで、譲受け、譲渡しを行ってはならない。）

（2）未使用 R I の出庫：R I 入り口の使用記録簿（記載例を参照）に記載した後、第 1 貯蔵室（施錠されている）より管理者立ち会いのもとに出庫する。（不要な R I があれば必ず廃棄処分する。）

（3）使用中の R I の出庫：使用中の R I は、第 2 貯蔵室に保管されている。第 2 貯蔵室は、指静脈の照合により開扉する。R I の出庫の際は使用記録簿（記載例を参照）に記載する。

（4）第 1 貯蔵室からの R I の出庫は原則として月～金曜日の 9：00～17：00 までとする。

7. 使用中

- (1) 被ばく、汚染に注意して作業すること。(ポリ濾紙、バット、遮蔽板、サーベイメーター 等を使用)
- (2) 固体の放射性廃棄物(可燃、難燃、不燃)は、R I 保管廃棄室の講座専用のドラム缶に廃棄する。(難燃物用と可燃・不燃用の2種類有る。)
- (3) 放射性無機液体廃液は所定の専用容器(共用)に廃棄する。(廃液が容器の八部目になったところで蓋をしっかりと閉め、その旨R I 管理室に伝える。)
- (4) 放射性有機廃液(液体シンチレーションカクテルのみ)は、洗浄室の専用容器(共用の10 L 容器)に廃棄する。
- (5) 実験室に設置する物を持ち込む場合は、管理者の許可を得る。(特に他の利用者の迷惑になる物、広いスペースをとる物など)
- (6) 液シンバイヤルは、測定後すみやかに洗浄することを心がけ、箱には、講座名と個人名を記載し、講座の責任で管理すること。

8. 実験終了時

実験台周辺を整理整頓し、汚染検査(サーベイメータ、スミアテストなど)を行い、汚染のないことを確認する。

- (1) R I による汚染が検出された場合は実験者が速やかに除染洗浄する。
- (2) R I には講座名、使用者名等を記入して第2貯蔵室に返す。R I を実験室に放置したり、一般の冷蔵庫に収納してはいけない。

9. 退出時

各自手洗い、H F C モニターによる汚染検査を行い、使用簿の記帳の確認を行う。

10. 使用済みR I バイアルビンの回収について

使用済みR I バイアルビンは、遮へい容器に入れたまま第2貯蔵室の所定の場所に収納すること。(定期的に放射線管理者が、これらのバイアルビン进行调查し、R I が適切に廃棄されていることを確認する。)

11. 放射性廃棄物の処理

原則として放射性廃棄物を出した者が、所定のところまで処理をする。

- (1) 動物廃棄物：原則としてR I 管理者の指導のもとに廃棄を行う。
- (2) 液シン廃液：R I 管理者の指示のもとに液シン廃液専用のポリ容器に廃棄する。
- (3) 固体廃棄物容器を日本アイソトープ協会へ引き渡す際(毎年11月頃)には、R I 管理者の指導のもとに、ドラム缶詰め等の作業を行う。

1 2. 毒物・劇物・危険物等について

本施設で毒物・劇物・液体シンチレーター以外の危険物（有機溶剤）等を使用する場合は、あらかじめ実験計画書中にその旨記入しておくこと。

これらの物質は、使用后必ず自講座に持ち帰り、使用の記録は講座の責任で行うこと。なお、液体シンチレーターについては、R I 施設内の専用の保管場所に保管してもよい。

1 3. 共用の冷蔵庫、冷凍庫、棚に収納する物には使用者名を記載する。1 年以上使用されずに放置された物は廃棄処分の対象となる。

1 4. 洗浄室のバイアルなどは所有者を特定できるようにし、1 週間以内に片づける。

1 5. C O L D 廃棄物

廃棄物は7種類（可燃、難燃、不燃、発泡スチロール、非感染性廃棄物、鋭利な物）に分類する。

（1）ゴミ箱の置き場は、R I 管理区域の入り口付近に1カ所に限定し、勝手にゴミ箱を増やさないこと。

（2）包装容器などのC O L D 廃棄物（発泡スチロール、プラスチック）で放射性のマーク、文字があるものは消して廃棄する。

1 6. 月に1度の整理整頓

R I 管理者の指示に基づき、月に1度自講座の使用部分の整理を行う。

1 7. 年に1度（7月頃）の大掃除

R I 使用者は年に1度共同で以下の作業等を行う。

（1）使用実験室を中心に管理区域内の整理を行う。

（2）放射性廃棄物（特に減衰後の水溶性廃棄物）の廃棄処理等を行う。

（3）R I 貯蔵庫・一般冷凍庫冷蔵庫・棚等の整理整頓を行う（不要な物は捨てる）。

（4）その他R I の安全運営に必要な作業に協力する。

1 8. 一時立入者

R I の実験（使用、運搬、廃棄等）以外の目的で一時的に立入る者が、一時立入者である。一時立入者は事前に管理室に届出をし、管理者の指導および必要な教育訓練を受けた後立入ること。その際、一時立入者は作業服およびポケット線量計を付けて入室し、退室時には一時立入者被曝記録に記録すること。都合により立入りが許可されないことがある。

19. 罰則

- (1) 管理区域外でR Iを使用した者は、無期限の使用停止とする。
- (2) 無登録のままR Iを使用した者は、1ヶ月間登録出来ない。
- (3) 無登録の者を無許可で施設に立入りさせた登録者は1週間の使用停止とする。
- (4) 無許可で管理区域に入った者は、1週間の停止処分とする。
- (5) その他、悪質な者及び講座は、使用停止等の処分とする。

以 上